

大和市教育委員会 10月定例会

日 時 平成 28 年 10 月 27 日
午前 10 時 00 分
場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 51 号) 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 52 号) 大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 53 号) 大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 51 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の
一部を改正する規則について

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正す
る規則について、審議願いたく提案する。

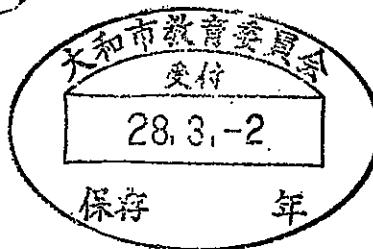
平成 28 年 10 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成 28 年 3 月 2 日

大和市教育委員会教育長 柿本 隆夫 殿



保存年

大和市長 大木



大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（回答）

このことについて、地方自治法第 180 条の 7 に基づき協議された件（平成 28 年 2 月 16 日付協議書）について、下記のとおり同意いたします。

【同意する事項】

（1）教育委員会の権限に属する事務のうち、「文化スポーツ部長及び図書館の職員」「文化スポーツ部長及び生涯学習センターの職員」に補助執行させる事務について、平成 28 年 4 月 1 日から下記のとおり改正するものとする。

別表第 1（第 2 条関係）

補助執行させる職員（改正後）	補助執行させる職員（現行）
文化スポーツ部長及び図書・学び交流課 の職員	文化スポーツ部長及び図書館の職員 文化スポーツ部長及び生涯学習センター の職員

（2）教育委員会の権限に属する事務のうち、（1）の改正後の文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員に補助執行させる事務について、平成 28 年 9 月 1 日から下記のとおり改正するものとする。

別表第 1（第 2 条関係）

補助執行する事務（改正後）	補助執行する事務（現行）
（削除）	1 視聴覚ライブラリーの事業計画に関 すること。 2 視聴覚ライブラリーの管理運営に関 すること。

（3）教育委員会の権限に属する事務のうち、（1）の改正後の文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員に補助執行させる事務について、平成 28 年 11 月 3 日から下記のとおり改正するものとする。

別表第1（第2条関係）

補助執行する事務（改正後）	補助執行する事務（現行）
<p>1 図書館の事業計画に関すること。</p> <p>2 <u>図書館に関すること。</u></p> <p>3 <u>図書資料等の選択に関すること。</u></p> <p>4 読書活動の推進に関すること。</p>	<p>1 図書館の事業計画に関すること。</p> <p>2 <u>図書館の管理運営に関すること。</u></p> <p>3 <u>図書資料等の選択、受入及び保存に関すること。</u></p> <p>4 <u>図書資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。</u></p> <p>5 <u>図書資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。</u></p> <p>6 <u>館外奉仕に関すること。</u></p> <p>7 読書活動の推進に関すること。</p> <p>8 <u>読書会その他各種行事の開催に関すること。</u></p>
<p>1 学習機会提供の総合管理に関すること。</p> <p>2 生涯学習センターの事業計画に関すること。</p> <p>3 <u>生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の管理運営に関すること。</u></p> <p>4 <u>大和市生涯学習センターに関すること。</u></p> <p>5 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。</p> <p>6 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>7 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。</p>	<p>1 学習機会提供の総合管理に関すること。</p> <p>2 生涯学習センターの事業計画に関すること。</p> <p>3 <u>生涯学習センターの管理運営に関すること。</u></p> <p>4 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。</p> <p>5 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>6 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。</p>

(4) 上記(2)については、1月28日付で市議会に提出するよう申し出をした「大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例」が可決、公布された場合に適用するものとする。

(5) この補助執行において、文化スポーツ部長は所属職員を指揮監督するものとする。

(6) この補助執行において、その執行に当たり疑義のある事項又は異例と認められる事項については、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。

(7) この補助執行におけるその他の必要な事項は、教育委員会が別に定める。

事務担当
政策部行政改革推進課
行政改革推進担当
内線 5352

大和市教育委員会規則第　　号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1、4の項第13号中「生涯学習センター」の次に「(大和市生涯学習センターを除く。)」を加え、同項第20号から第22号までを削り、同項第19号中「図書資料」を「図書館資料」に改め、「、受入及び保存」を削り、同号を同項第20号とし、同項第18号中「の管理運営」を削り、同号を同項第19号とし、同項中第17号を第18号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 大和市生涯学習センターに関すること。

別表第1、4の項中第23号を第21号とし、第24号を削る。

別表第3図書・学び交流課、公民館の項中「生涯学習センターの使用」を「生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の使用」に、「生涯学習センターの講座」を「生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の講座」に改め、同表図書・学び交流課、図書館の項中

① 図書館の運営及び維持管理		① 図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの
② 図書館に関する調査及び研究		② 図書及び読書に関する各種行事の開催及び実施で重要なもの
③ 読書活動の推進及び読書案内		
④ 図書館資料等の収集及び保存		
⑤ 図書館資料等の閲覧及び貸出並びに他機関等との相互貸出にかかる連絡及び協力		
⑥ 図書及び読書に関する各種行事等の開催及び実施で軽易なもの		

」を

① 図書館の運営及び維持管理		図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの
② 図書館に関する調査及び研究		
③ 読書活動の推進		

」に

改める。

附 則

この規則は、平成28年11月3日から施行する。

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表

改正案		現行	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
職員	事務	職員	事務
略	(1)～(12) 略	文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員	(1)～(12) 略 (13) 生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。)の管理運営に関すること。 (14) 大和市生涯学習センターに関すること。 (15) 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。 (16) 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。 (17) 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。 4 関すること。 (18) 図書館の事業計画に関すること。 (19) 図書館に関すること。 (20) 図書館資料等の選択に関すること。
	(16) 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。 (17) 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。 4 関すること。 (18) 図書館の事業計画に関すること。 (19) 図書館に関すること。 (20) 図書館資料等の選択に関すること。 (21) 読書活動の推進に関すること。 (22) 館外奉仕に関すること。 (23) 読書活動の推進に関すること。 (24) 読書会その他各種行事の開催に関すること。	略	(1)～(12) 略 (13) 生涯学習センターの管理運営に関すること。 (14) 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。 (15) 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。 (16) 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。 4 関すること。 (17) 図書館の事業計画に関すること。 (18) 図書館の管理運営に関すること。 (19) 図書資料等の選択、受入及び保存に関すること。 (20) 図書資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。 (21) 図書資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。 (22) 館外奉仕に関すること。 (23) 読書活動の推進に関すること。 (24) 読書会その他各種行事の開催に関すること。
別表第3(第4条関係)		別表第3(第4条関係)	
補助執行	決裁事項 ／決裁者 する課	課長	次長
補助執行 させ る課	決裁事項 ／決 裁者	課長	次長
略	略	部長	部長
		教育長	教育長
		備考	備考

図書・学び交流課	社会教育公民館	略	① 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので定例的なもの(所定職員に専決させること)。 ②～④ 略 ⑤ 生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。)の講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で轻易なもの(所定職員に専決させること)。	① 略 ② 生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。)の使用の承認にかかるもので異例なもの ③ 生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。)の講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で轻易なもの(所定職員に専決させること)。	略 ① 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので定例的なもの(所定職員に専決させること)。 ②～④ 略 ⑤ 生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。)の講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で轻易なもの(所定職員に専決させること)。
図書・学び交流課	社会教育公民館	略	① 生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。)の使用の承認にかかるもので定例的なもの(所定職員に専決させること)。 ②～④ 略 ⑤ 生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。)の講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で轻易なもの(所定職員に専決させること)。	図書館	①～② 略 ③ 読書活動の推進

議案第 52 号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 10 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第　号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会公印規則（昭和42年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表庁印の表中図書館印の項を削る。

別表職印の表中図書館長印の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年11月3日から施行する。

大和市教育委員会公印規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現行			
別表（第3条関係）					
序印					別表（第3条関係）
名称	書体	寸法 (ミリ メート ル)	形式	用途	管理者
学校印	略				
研究所印	略				
略					
学印					略
名称	書体	寸法 (ミリ メート ル)	形式	用途	管理者
図書館印	てん書	方 21	大和市立 図書館印	図書館名 をもつて文 発書	文化ス ポーツ 部・学 び交 課長
研究所印	略				
略					
職印					略
名称	書体	寸法 (ミリ メート ル)	形式	用途	管理者

略	学校長職務代理者印	研究所長印	略
学校長職務代理者印	研究所長印	略	略

略	学校長職務代理者印	研究所長印	略
学校長職務代理者印	研究所長印	略	略

議案第 53 号

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 10 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

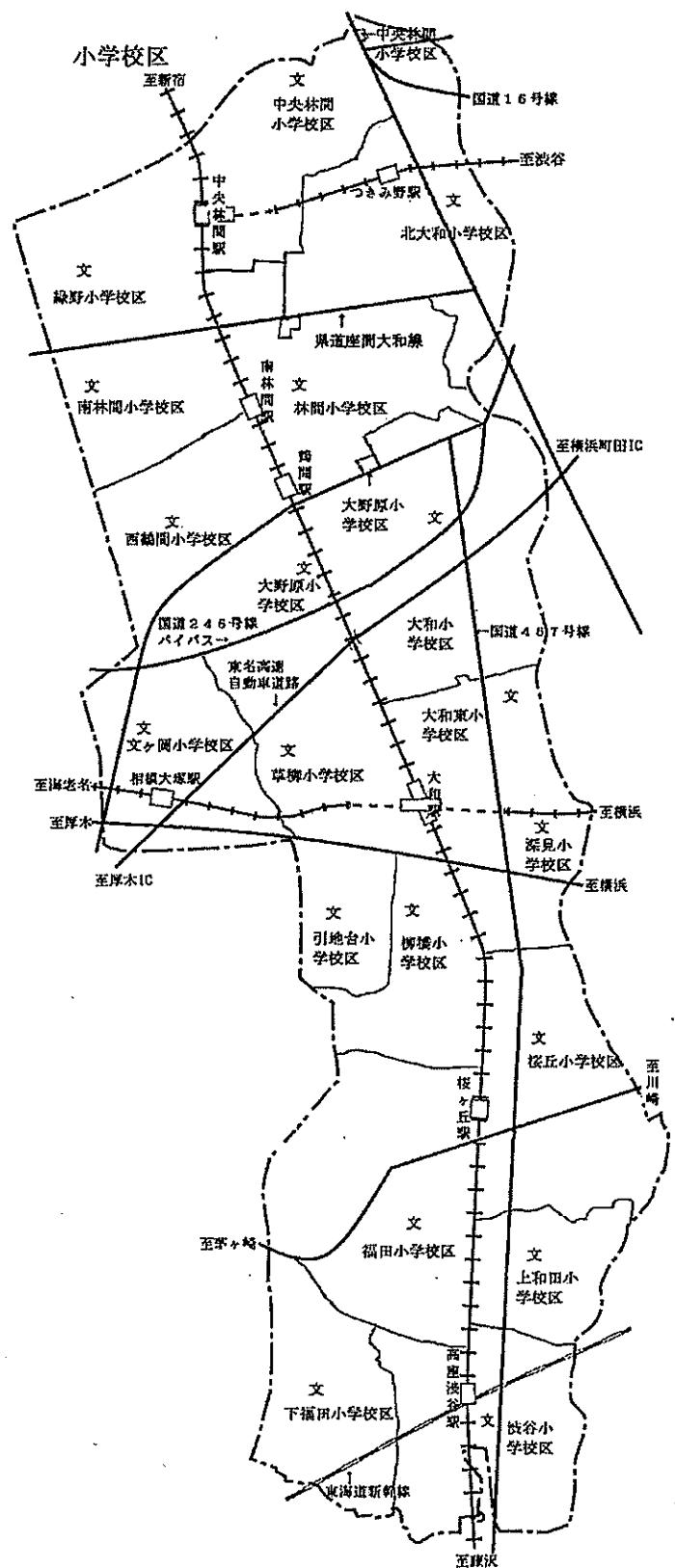
大和市教育委員会規則第　　号

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

大和市立学校通学区域規則（昭和32年大和町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別図第1（第2条関係）を次のとおり改める。

別図第1（第2条関係）



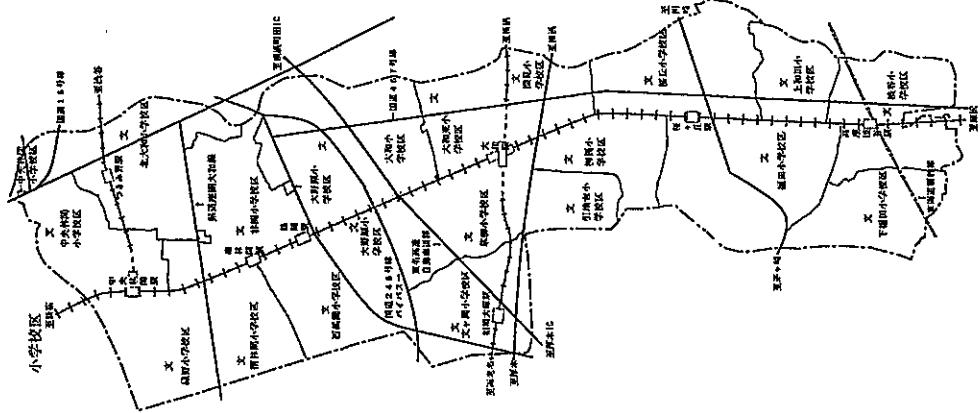
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市立学校通学区域規則新旧対照表

改正案

別図第1(第2条関係)



現行

別図第1(第2条関係)

